

活用していただくために(利用規約)

この規約は、えひめマナビイ人材データベース(以下「データベース」といいます。)の利用に関し必要な事項を定めるものです。

(目的)

第1条 データバンクは、高度化・多様化する県民の学習ニーズに対応するため、愛媛県生涯学習情報提供システム(以下「情報提供システム」といいます。)内に設置するもので、生涯学習の指導者に関する情報(以下「指導者情報」といいます。)を幅広く収集・提供することにより、県民の生涯学習活動を支援することを目的とします。

(データベースの内容)

第2条 データバンクにおいて提供できる指導者情報の内容は、次のとおりです。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年
- (4) 住所
- (5) 電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
- (6) 指導領域(別表のとおり)
- (7) 要請に応じられない時間
- (8) 現職
- (9) 経歴
- (10) 主な講師実績
- (11) 自己PR
- (12) その他情報提供システムの管理者(以下「システム管理者」といいます。)が適当と認める事項

(指導者登録の条件)

第3条 データバンクに登録し指導者情報を公開する者(以下「指導者」といいます。)は、次の(1)から(4)のすべてに該当し、かつ(5)又は(6)に該当する個人に限ります。

- (1) 愛媛県内に在住し、生涯学習指導者としての活動が可能でその意欲のある方
- (2) 政治的又は宗教的な宣伝や勧誘を目的としない方
- (3) 公序良俗に反しない方
- (4) 営利を目的としない方
- (5) 生涯学習機関において、講師として指導した経験がある方
- (6) その他システム管理者が適当と認めた方

(指導者情報の登録方法)

第4条 指導者情報の登録は、次により行われます。

- (1) 登録を希望する方(以下「登録希望者」といいます。)が、自ら申込みを行い、システム管理者が登録する。
- (2) 生涯学習関係機関の推薦をもとに、本人の承諾を得てシステム管理者が登録する。
- (3) データバンクの利用者(以下「利用者」といいます。)等から寄せられた情報に基づき、本人の承諾を得てシステム管理者が登録する。

(登録申込の手続等)

第5条 登録希望者は、登録申込書(様式第1号)又はシステム管理者が定めるオンライン上の入力フォーム(以下「入力フォーム」といいます。)により登録申込を行うものとします。

2 システム管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、データバンクへの登録を行わないことがあります。

- (1) 登録申込みがあった日から7日以内に、登録希望者と連絡がとれない場合
- (2) 登録希望者が第3条の条件を満たしていない場合
- (3) 登録希望者が、本規約に違反したことなどにより登録の取消しなどの処分を受けている場合
- (4) 登録申込み内容に虚偽の事項が含まれていることが判明した場合
- (5) その他登録することが適当でないと判断した場合

3 システム管理者が登録申込みを適当と認めたときは、登録希望者に通知するとともにデータバンクに登録します。

4 指導者がデータバンクに登録された事項を変更しようとするときは、登録内容変更届(様式第2号)又は入力フォームにより変更内容を届け出るものとします。

5 指導者がデータバンクへの登録を廃止しようとするときは、登録廃止届(様式第3号)又は入力フォームにより届け出るものとします。

(指導者の責務)

第6条 指導者には、次に掲げる責務があります。

- (1) データバンクに登録・提供する情報について一切の責任を負うこと。
- (2) 県民に対して行う講義等に責任を持ち、充実したものとすること。
- (3) 指導者情報に変更が生じた際には速やかにシステム管理者へ連絡すること。
- (4) 登録した指導者情報に関連して、システム管理者、他の指導者、利用者又は第三者に対して損害を与え、又は紛争を生じた場合は、自己の費用と責任で解決すること。

(登録期間及び登録の取消し)

第7条 指導者情報の登録期間は、原則としてデータバンクに登録した日から1年間とします。ただし再登録をすることができます。

2 システム管理者は、指導者と連携をとり、指導者情報の充実・更新に努めます。

3 システム管理者は、指導者が第3条に規定する条件を満たさなくなった場合や第8条において禁止する行為を行った場合、又は指導者情報に虚偽の事項が含まれていることが判明した場合に、事前に通知することなく、当該指導者にかかる登録内容の全部又は一部を取消すことがあります。

4 システム管理者は、前項の規定に基づく登録内容の取消し等により利用者、指導者又は第三者が被った損害については一切の責任を負いません。

(禁止事項)

第8条 データバンクの利用又は登録に際し、次の行為を禁止します。

- (1) 個人情報の不正取得行為
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある行為
- (3) 政治的及び宗教的宣伝活動又はこれに類する行為
- (4) 利用者、指導者若しくは第三者の権利若しくはプライバシーを侵害し又は名誉をき損する行為
- (5) データバンクが提供する情報の改ざん行為
- (6) データバンクへの侵入を目的とする行為
- (7) データバンクの目的に反する行為
- (8) 情報提供システムの運営に支障をきたし、又は信用を失いつさせる行為

- (9) 第三者に不利益又は損害を与えるおそれのある行為
- (10) コンピューターウイルス等有害プログラムの配布行為
- (11) その他システム管理者が不適当と認める行為

(利用上の制限)

第9条 システム管理者は、情報提供システムの稼動状態を良好に保つため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知を行なうことなくデータバンクの利用の全部又は一部を停止することがあります。

- (1) 情報提供システムの定期保守及び緊急保守の場合
- (2) 火災、停電、第三者による妨害行為等により、情報提供システムの運用が困難になった場合
- (3) その他やむを得ず情報提供システムの停止が必要と判断した場合

(費用)

第10条 データバンクの利用及び登録は無料とします。ただし、利用又は登録に必要な機器に関する費用及びデータバンクへの接続に要する通信費用等は、利用者等が負担してください。

(免責事項等)

第11条 データバンクに登録された情報は指導者の責任において提供されているので、その内容についてシステム管理者はいかなる保証も行いません。データバンクは利用者各人の判断と責任において利用してください。

2 利用者及び指導者は、データバンクを利用し、または利用できなかったことにより発生した一切の損害について、システム管理者に対し、いかなる責任も問うことができません。

3 利用者及び指導者は、データバンクの利用や情報の登録等に際し、その責に帰すべき事由により、システム管理者、他の利用者、指導者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(その他)

第12条 この規約に定めるものの他、データバンクの管理運営に関して必要な事項は、システム管理者が定めます。

2 データバンクの円滑な運営のため、システム管理者は、あらかじめ利用者及び指導者の承諾を得ることなく、この規約を変更することがあります。なお、変更後の規約は適当と判断する方法で告知します。

附則

この規約は、平成18年8月17日から適用します。

附則

この規約は、平成20年4月1日から適用します。

(別表)

募集する指導領域

- ①生涯学習に関するもの
生涯学習一般、家庭教育、乳幼児教育、青少年教育、女性教育、成人教育、高齢者教育、特別支援教育、人権・同和教育
- ②人文社会に関するもの
人文社会一般、哲学・宗教、歴史・地理、政治・経済、法律、財政・統計、社会問題・労働問題、民俗・習慣・文化財、郷土史
- ③自然科学に関するもの
自然科学一般、数学・計算、物理・原子、化学・実験、天文・地学、動物・植物、生物・博物、医学・薬学
- ④産業・専門技術に関するもの
産業・専門技術一般、農林・畜産業、水産業、商業・経営、土木・建築、機械・電気・電子、交通・観光、通信、コンピュータ
- ⑤芸術・文化に関するもの
芸術・文化一般、美術・工芸、書道、音楽・芸能、舞踊、演劇、画像・映像、文学・文芸、茶道・華道
- ⑥体育・スポーツ・レクリエーションに関するもの
体育・スポーツ・レクリエーション一般、体操・新体操、陸上競技、球技、武道、水泳・ボート、スキー・スケート、登山・野外活動、レクリエーション・体力づくり・軽スポーツ

⑦家庭生活・趣味に関するもの

生活科学・趣味一般、家庭生活・家庭医学、衣生活、食生活、住生活、礼儀・作法、手芸・編物、娯楽、園芸

⑧市民生活・国際に関するもの

市民生活・国際一般、コミュニティ、ボランティア活動、余暇活用・レジャー、公衆・食品衛生、精神保健福祉、国際理解・協力、語学

⑨福祉に関するもの

福祉一般、高齢者福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉、児童福祉、精神障害者福祉

⑩環境に関するもの

環境全般、自然保護、省資源・エネルギー、消費生活、災害・防災